

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、本件委託業務に係る入札公告のほか、長野県立歴史館が発注する委託契約に関し、一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 消防設備工事について入札参加資格を付与されていること。
- (3) 資格総合点数が775点以上であること。
- (4) 北信地域に、本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 甲種第三類消防設備士資格を有していること。（1名以上）
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (9) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10) 過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって誠実に履行した実績があること。
- (11) 緊急時の出動要請の際、60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

3 入札参加に必要な資格の確認

入札参加者又はその代理人は、2の入札参加者に必要な資格について「一般競争入札申込書」（別紙様式1）、「実績申立書」（別紙様式2）、「入札参加にかかる説明書」（別紙様式3）、「緊急時の出動要請に対応できる体制」（別紙様式4）を用いて説明し、別記3の(1)に記載された期限までに入札参加条件を満たすことの確認を済ませること。

この場合、様式2においては「契約書の写」を、様式3においては「登録証の写」、様式

4 においては「体制図」を添付すること。

なお、期限までに入札参加者の事情で入札参加条件を満たすことの確認が終了しないときは、入札に参加できないこと。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

質問は書面（別紙様式7）により FAX 又は郵送により行うものとし、電話、訪問等による質問は受け付けない。質問書を提出した場合は、電話にて到着の確認を行うものとする。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（公告文に添付）を入札場において直接提出しなければならない。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、メールその他の方法による入札は認めない。

ア 入札に付される業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 代理人が入札する場合は、別に入札参加者の入札権限に関する委任状（別紙様式5）を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を引換え、変更し又は取消しをすることができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告及びこの入札説明書等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、本件業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額

の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から上記計算を踏まえた消費税額及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。

- (10) 入札参加者又はその代理人は、委託料の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11) 入札及び開札の日時及び場所は、別記3の(2)のとおり。
- (12) 入札回数は、2回を限度とする。第2回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は2回を限度として行う。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (14) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会い職員以外の者は、入場することができない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (17) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (18) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札加入者の代理人になることができない。
- (19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合においては開札時に入札場に在室している入札参加者又はその代理人をもって直ちに行うものとし、不在の入札参加者又はその代理人は再度の入札を棄権したものと見なす。ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札辞退届（別紙様式6）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後における不利益な取扱いを受けるものではない。

5 契約保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、本件業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から上記計算を踏まえた消費税額及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 入札参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出しなければならない。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (9) 入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとする（上記(4)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること）。
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。
- (11) 入札保証金には、利子を付さないものとする。

6 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 業務名及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が5の(1)で定めた額に達しない場合の当該入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価

格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

- (5) 前号による場合において落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。
- (6) 開札時に落札者を決定したときはその場で落札者の決定を告げる。また、全ての案件について入札経過を県公式ホームページに掲載するものとする。
- (7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
なお、契約保証金の免除については、5の(1)ただし書きを準用する。この場合、入札保証保険契約とあるのは、履行保証保険契約と読み替える。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、5の(3)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。
- (5) 契約保証金については、利子を付さないものとする。

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して7日以内に（契約の相手方が隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条件

別添契約書（案）のとおり

11 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達業務に係る経済上の要件及び技術仕様・適合性の説明並びに必要説明資料について、指定の期日までに提出し審査を受けること。

なお、提出期日までに必要書類を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加できない。

また、不備事項については開札日の前日までに、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならないこと。

12 資格審査に関する事項の問い合わせ先及び資格審査申請書の提出先

別記5のとおり。

13 入札に参加できる者であることを証明する書面、入札書に虚偽の記載を行った者には、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。

また、入札参加申請書類等の虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

14 その他必要な事項

(1) 入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、別記4のとおり。

(2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件業務に関する問い合わせ先は、別記5のとおり。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
県立歴史館ハロゲン化物消防設備更新工事
- (2) 業務の内容
別添「県立歴史館ハロゲン化物消防設備更新工事仕様書」のとおり
- (3) 業務の履行期間
契約日から令和5年3月17日まで
- (4) 契約に係る入札公告の日付
令和4年1月12日

2 入札参加に必要な等級

消防施設工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者で、資格総合点数が775点以上のものであること。

3 入札手続等

- (1) 入札に参加できる者であることの確認期限等
 - ア 確認期限
令和5年1月19日（木） 午後1時
 - イ 書類の提出先
長野県千曲市大字屋代 260-6 （郵便番号 387-0007）
長野県立歴史館 管理部
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日 時 令和5年1月24日（火） 午前10時
 - イ 場 所 長野県立歴史館 会議室

4 入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

（担当機関） 長野県立歴史館 管理部
（郵便番号） 387-0007
（所在地） 長野県千曲市大字屋代 260-6

5 本件業務に関しての問い合わせ先

（担当機関） 長野県立歴史館 管理部
（郵便番号） 387-0007
（所在地） 長野県千曲市大字屋代 260-6
（電話番号） 026-274-2000

3081 長野県立歴史館
(F A X) 026-274-3990
(Email) reki-kanri@pref.nagano.lg.jp

6 入札保証金の納付証拠書等提出先
(担当機関) 長野県立歴史館 管理部
(郵便番号) 387-0007
(所在地) 長野県千曲市大字屋代 260-6

7 競争入札参加資格に関する問い合わせ先
(担当機関) 長野県会計局 契約・検査課 用品調達係
(郵便番号) 380-8570
(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
(電話番号) 026-232-0111